

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

# 止めよう! 変形労働制 31

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.31

全北海道教職員組合

2019.12.4

## 国会審議で明らかにされたこと①～制度導入の目的 政府は「休日のまとめ取りのため」を強調 それは、労基法上の目的とは異なります



### ●わずかな審議時間でも、制度導入に関わる問題点が明らかに

教員への変形労働導入を可能とする「給特法一部改正法案」が、本日、参議院本会議で賛成多数で可決されました。1日8時間労働という労働時間の原則を壊すことになる重大な法案にもかかわらず、わずかな審議時間での採決強行は許されるものではありません。

投票総数	240
賛成	159
反対	81

わずかな審議時間でしたが、制度導入に関わる数々の問題点が明らかになりました。国会審議で明らかになった制度導入の問題点について、このお便りで数回にわたって取り上げていきます。

### ●教員への変形労働導入では、労基法上の目的は達成できない

この間の国会審議で、政府は、制度導入の目的を「休日のまとめ取りのため」と強調しています。萩生田文科大臣は、11月7日の衆議院本会議での趣旨説明で「夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確保すること等を可能とするため」と説明し、丸山政府参考人（初等中等教育局長）も同様の説明を行っています。

しかし、「休日のまとめ取りのため」という説明は、労働基準法上の制度導入の目的とは異なります。加藤厚労大臣は11月19日の参議院厚生労働委員会で「1年単位の変形労働時間制は、業務の繁閑に応じて労働時間を配分することによって、年間を通じて時間外・休日労働の現象による労働時間の短縮を図るという趣旨で設けられている制度」と答弁しています。吉永政府参考人（厚労省官房審議官）も、「総労働時間の短縮を実現することを目的」と説明しました。

11月13日の衆議院文部科学委員会で、丸山洋司政府参考人（文科省初等中等教育局長）が「この制度を導入することで、日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものとは考えておりません」と述べたように、教員への変形労働導入では、労基法上の目的は達成できないのです。

### ●そもそも、「休日のまとめ取り」は、現行制度でも可能

そもそも、制度導入をするまでもなく、年休や特別休暇などの活用で「休日のまとめ取り」は可能です。11月12日の衆議院文部科学委員会参考人質疑で、過労死遺族の工藤祥子参考人は、岐阜市の16日連続の学校閉庁日について「変形労働制が導入されていない時点でも行われている」「1年単位の変形労働時間制を入れる必要はどこにあるのか」と疑問を呈しました。

政府が繰り返し強調する「休日のまとめ取りのため」という説明がすでに破綻していることは、国会審議を通じて明らかになっています。